

長期優良住宅先導的モデル事業費補助金における
(新住協の断熱耐震同時改修プロジェクト)
共同事業実施規約

甲：〇〇〇〇 印
乙：〇〇工務店 代表〇〇〇〇 印

補助金の振り込みを施主とした場合→別紙 3-B
" 事業者とした場合→別紙 3-A
※原則として、Bで申請をお願いします。

(補助金交付への協力)

第1条 甲、乙は、本契約により建築する建物（以下「本建物」という）が、国土交通省（以下「所轄官庁」という）所轄の長期優良住宅先導的モデル事業補助金（以下「本補助金」という）の交付要件を満たすことを前提に設計された建物であり、本補助金の交付を受けるための所要の手続きを、二者協力して共同で行うことを確認する。

(交付申請)

第2条 甲と乙は、本契約終了後すみやかに、本建物に関する本補助金 200 万円の交付申請（以下「本申請」という）を共同して行う。
2. 本補助金の申請から受領に要する諸手続については、甲、乙を代表して乙が行うものとする。

(工事代金支払猶予)

第3条 本申請は所轄官庁により承諾され、本補助金 200 万円が平成 23 年 3 月末日までに交付されることが見込まれるため、乙は甲に対し本契約に定める建築工事請負代金のうちの当該補助金相当額の支払を同期日まで猶予する。

(工事代金への充当)

第4条 本補助金の受領についても、甲、乙を代表して甲が行うものとし、甲は受領した補助金を、本契約に定める建築請負代金債務の支払に直ちに充当する。
2. 甲は前項の充当後、すみやかにその旨を甲に通知する。

(不承認の場合)

第5条 本申請にもかかわらず本補助金の不交付が確定した場合には、第3条により補助金交付時期まで支払を猶予している建築工事請負代金の支払いについては、甲、乙によって誠実に協議して実行する。

第6条 次年度の予算に変更があった場合、変更のあった補助金について、甲、乙で協議する。

(建物の一般公開)

第7条 甲、乙は、本補助金交付の要件として、本建物を一般公開する手続が必要になることを承認し、これを協力するものとする。

(付帯事務費)

第8条 第2条の補助金申請が所轄官庁に承認された場合には、万円〇〇〇〇の補助金とは別に、付帯事務費として所定の金額の補助金が申請者に支払われるが、この付帯の補助金については、本補助金の申請等を行う NPO 法人新木造住宅技術研究協議会が全額取得することを甲、乙は承認する。